

標題

ギリシャ籍船の消防員の通信手段について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1168
発行日 2018年12月27日

各位

今般、ギリシャ政府より、当該国籍船の消防員の通信手段に関しまして、"Implementation of the provisions of Regulation II-2, Part C/10.10.4 of the SOLAS Convention relating to Fire Fighters' Communication" (Ref. No. 2322.1/52275/2018)が以下の通り通知されましたのでお知らせ致します。

1. 消防員の通信手段は、SOLAS 条約で規定されるその他の船上で使用可能な双方向通信手段に加えて備えられなければならない。
2. 消防員の通信手段は、当該装置のバッテリーを常時充電することにより即時使用可能な状態にしておかなければならない。
3. 消防員の通信手段は各消火班の設備一覧に記録されなければならない。
4. 消防員の通信手段の配置は火災制御図に表示されなければならない。
5. 2018年1月1日以降に起工した船舶は完工までに上記の要件に適合すること。
6. 2018年1月1日より前に起工した船舶については、2019年7月1日までに上記の要件に適合すること。(2019年7月1日以降の最初のSE 定期的検査時に弊会検査員が本船上で確認を行います。)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艙装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。